昭和四十年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び金曜日発行
（当日が休日にあたるときは、その翌日）

目次

◇条例
鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

条例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十年四月十二日

鳥取県知事　石破二朗

鳥取県条例第二十五号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和三十四年十二月鳥取県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

別表の第一種県営住宅の表中

三十九年	東浜	鳥取市浜坂	簡易耐火	四、二五〇円

を

三十九年	東浜	鳥取市浜坂	簡易耐火	四、二五〇円
三十九年	三柳	米子市両三柳	中層耐火	四、四八〇円

に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。